

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、豊浜町土地改良区が土地改良事業（地域計画実現化促進生産基盤整備事業（農道事業）上田井上地区）を行うことについて令和7年2月3日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和7年2月14日から同年3月6日まで縦覧に供する。

令和7年2月12日

香川県知事 池 田 豊 人